令和４年９月３０日（金）

報道関係資料

１　福岡及び九州・沖縄地域の雇用失業情勢について（令和４年８月分）

２　福岡県最低賃金額改定　令和４年１０月８日から時間額９００円となります

３　福岡労働局のイベント等予定・トピックス

（１）【参集形式】過労死等防止対策シンポジウム（事前予約制）

（２）第 81 回全国産業安全衛生大会　2022　in FUKUOKA

【同時開催】働く人の安心づくりフェア　2022 緑十字展　in 福岡

（３）【対面式】大学等合同企業説明会（事前予約制）

～令和５年３月大学等卒業予定者等対象～

（４）令和４年度雇用保険料率のご案内

厚生労働省
福岡労働局

Press Release

報道関係者　各位

令和４年９月 30 日
【照会先】職業安定部 職業安定課
課　長　　伊藤　欣文
地方労働市場情報官　木田　雄一
（直通電話）092（434）9801

雇用失業情勢（令和４年８月分）について

概　要

■　**現下の雇用失業情勢は、緩やかに改善しているものの、一部に厳しさもみられ、新型コロナウイルス感染症等が雇用に与える影響に留意する必要がある。**

- **有効求人倍率（受理地別・季節調整値）は 1.20 倍で、前月を 0.01 ポイント上回った。**
  有効求人数（季節調整値）は前月に比べ 0.1%減少した。
  有効求職者数（季節調整値）は前月に比べ 1.6%減少した。
- **新規求人倍率（受理地別・季節調整値）は 2.21 倍で、前月を 0.07 ポイント上回った。**
  新規求人数（季節調整値）は前月に比べ 1.8%増加した。
  新規求職者数（季節調整値）は前月に比べ 1.1%減少した。
- **新規求人数（原数値）は対前年同月比 15.1%増と、18 か月連続で増加した。**
- **新規求職者数（原数値）は対前年同月比 1.5%増と、２か月ぶりに増加した。**

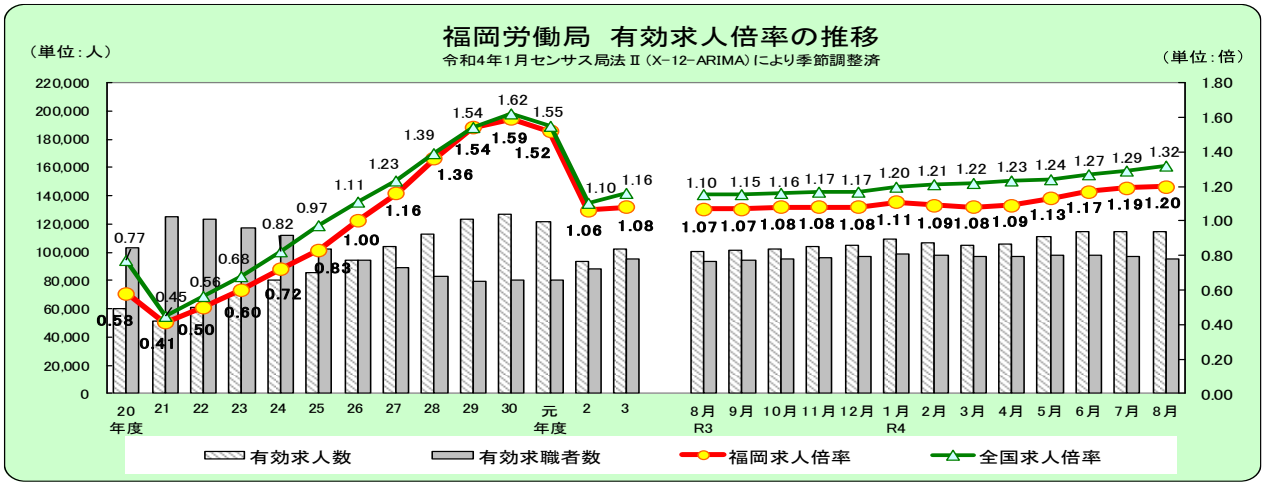

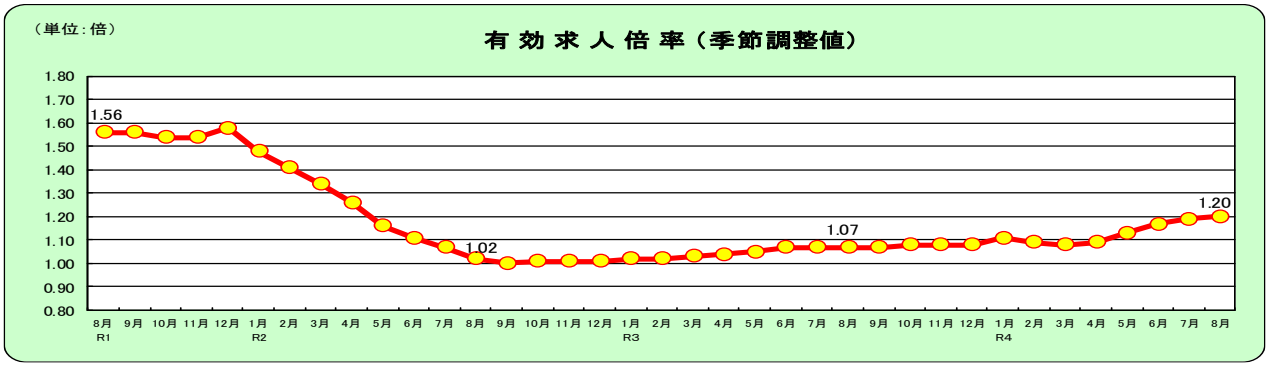

有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4年度	1.09	1.13	1.17	1.19	1.20							
3年度	1.04	1.05	1.07	1.07	1.07	1.07	1.08	1.08	1.08	1.11	1.09	1.08
2年度	1.26	1.16	1.11	1.07	1.02	1.00	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03

1.数値は季節調整値である。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改定されている。
2.新規学卒を除き、パートタイムを含む。

注）本公表資料おける有効求人倍率、新規求人倍率、有効求人数及び新規求人数は、本局管内のハローワークが受理した求人数（受理地別求人数）により算出したものである。
注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和３年９月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

１　新規求人数の動向（原数値）【表１、表２、表６】

○　新規求人数は 38,615 人で対前年同月比 15.1%増と 18 か月連続で前年同月を上回った。

○　産業別（対前年同月比）にみると、増加した業種は、建設業が 20 か月連続、製造業が 19 か月連続、医療・福祉、サービス業（他に分類されないもの）が 18 か月連続、卸売業・小売業が 10 か月連続、学術研究・専門・技術サービス業が５か月連続、運輸業・郵便業が２か月連続、宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、不動産業・物品賃貸業が２ぶりの増加となった。

　減少した業種では、金融業・保険業が３か月連続、情報通信業が３か月ぶりの減少となった。

○　事業所規模別（前年同月比）にみると、1,000 人以上規模で減少したものの、999 人以下の事業所規模では求人が増加した。（P６）

産業別新規求人数（対前年同月比）

○　建設業	(8.8 %)	○　製造業	(17.0 %)
○　情報通信業	(▲ 24.5 %)	○　運輸業、郵便業	(46.3 %)
○　卸売業、小売業	(19.0 %)	○　金融業、保険業	(▲ 6.7 %)
○　不動産業、物品賃貸業	(4.1 %)	○　学術研究、専門技術サービス業	(22.1 %)
○　宿泊業、飲食サービス業	(2.9 %)	○　生活関連サービス業、娯楽業	(53.9 %)
○　医療、福祉	(7.9 %)	○　サービス業（他に分類されないもの）	(31.3 %)

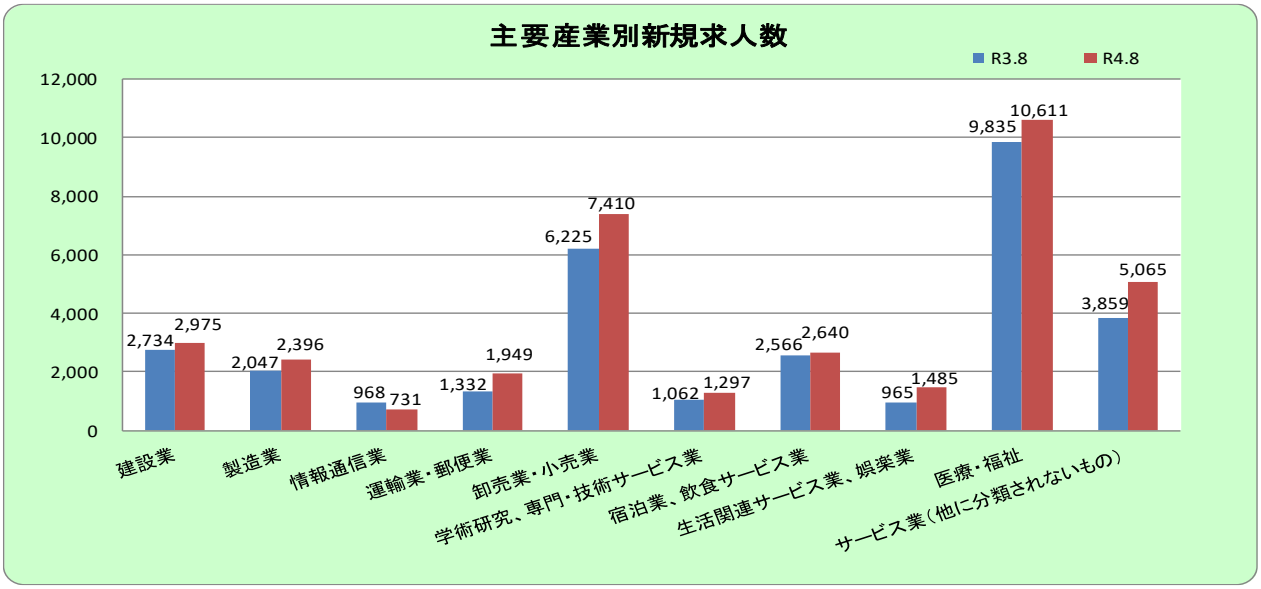

≪参考≫■新規求人数（季節調整値）の推移

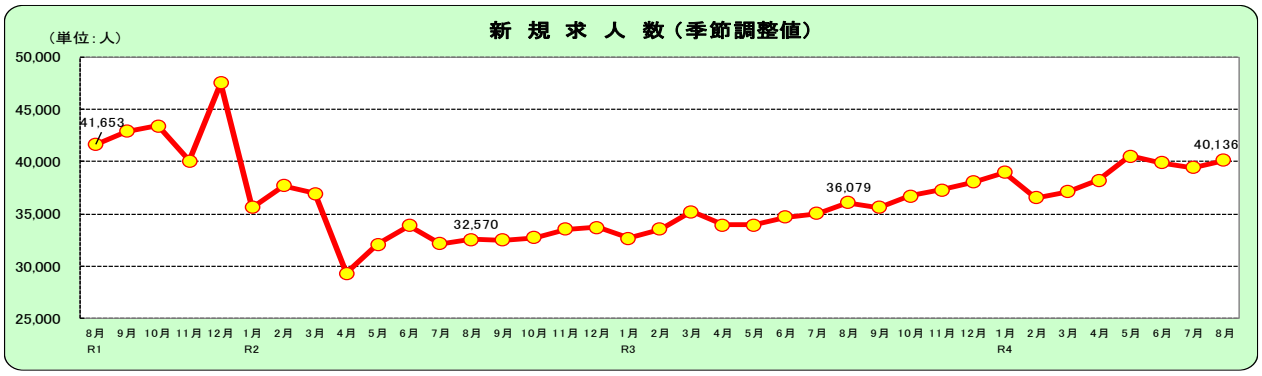

新規求人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4年度	38,224	40,512	39,892	39,433	40,136							
3年度	33,928	33,966	34,713	35,023	36,079	35,615	36,711	37,284	38,036	38,992	36,519	37,098
2年度	29,300	32,093	33,866	32,122	32,570	32,517	32,737	33,543	33,690	32,683	33,522	35,185
元年度	43,687	42,917	46,183	43,297	41,653	42,908	43,419	40,089	47,530	35,608	37,673	36,959

※新規学卒を除き、パートタイムを含む。 ※季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12－ARIMA）。令和3年12月以前の数値は令和4年1月分公表時に新季節指数により改定。

２　新規求職者の動向（原数値）【表１、表３、表４、表６】

○　新規求職者（パートを含む）は 17,495 人で、対前年同月比 1.5%増と、２か月ぶりに前年同月を上回った。

　また、男性求職者は対前年同月比 4.0%減少し、女性求職者は同 5.8%増加した。

○　新規常用求職者（パートを含む）を状態別でみると、離職者は対前年同月比 3.8%増（２か月ぶり）、うち事業主都合は同 8.5%減（３か月連続）、自己都合は同 9.2%増（２か月ぶり）となり、在職者は同 9.0%減（２か月連続）、無業者は同 17.9%増（11 か月連続）となった。

　また、年齢別では 30～44 歳層で減少したものの、他の年齢層ではいずれも増加した。（P７）

新規常用求職者の推移（パートを含む）

	求職者数（合計）	前年同月比	就業・不就業の状態別									
			在職者	前年同月比	離職者	前年同月比	うち事業主都合	前年同月比	うち自己都合	前年同月比	無業者	前年同月比
30年度計	230,213	▲ 1.9	60,478	▲ 5.4	147,521	0.6	35,849	4.4	103,075	▲ 1.0	22,214	▲ 7.8
元年度計	223,840	▲ 2.8	56,119	▲ 7.2	148,010	0.3	36,306	1.3	103,007	▲ 0.1	19,711	▲ 11.3
2年度計	215,439	▲ 3.8	49,867	▲ 11.1	148,683	0.5	43,408	19.6	97,005	▲ 5.8	16,889	▲ 14.3
3年度計	221,747	2.9	57,762	15.8	144,686	▲ 2.7	35,214	▲ 18.9	99,796	2.9	19,299	14.3
3年　8月	17,182	5.9	4,754	26.6	11,015	0.5	2,504	▲ 19.5	7,737	6.2	1,413	▲ 6.4
9月	17,808	4.7	4,724	22.5	11,584	▲ 0.5	2,524	▲ 23.8	8,337	7.8	1,500	▲ 0.3
10月	18,668	▲ 2.2	4,603	10.0	12,386	▲ 6.9	3,012	▲ 23.4	8,575	▲ 0.6	1,679	5.6
11月	16,272	8.9	4,374	23.2	10,440	2.6	2,391	▲ 9.7	7,381	5.4	1,458	18.9
12月	14,301	6.6	4,378	20.0	8,769	0.0	2,042	▲ 11.5	6,215	3.9	1,154	15.2
4年　1月	20,323	12.3	6,081	21.9	12,694	7.0	2,753	▲ 8.2	9,139	11.1	1,548	24.0
2月	18,310	0.0	6,035	6.0	10,701	▲ 4.2	2,203	▲ 20.7	7,806	0.6	1,574	9.2
3月	20,751	0.5	6,205	7.9	12,217	▲ 4.2	2,532	▲ 17.1	8,893	▲ 0.5	2,329	8.4
4月	25,912	▲ 1.7	4,489	6.8	19,325	▲ 3.8	5,847	▲ 12.0	11,834	1.6	2,098	1.6
5月	20,125	20.7	4,524	24.9	13,527	15.8	3,331	12.4	9,272	16.3	2,074	50.7
6月	18,940	6.0	4,852	11.3	12,151	3.7	2,590	▲ 7.8	8,795	6.4	1,937	8.3
7月	16,498	▲ 4.2	4,073	▲ 8.0	10,959	▲ 3.7	2,559	▲ 9.7	7,792	▲ 0.5	1,466	3.6
8月	17,433	1.5	4,328	▲ 9.0	11,439	3.8	2,291	▲ 8.5	8,445	9.2	1,666	17.9

≪参考≫■新規求職者数（季節調整値）の推移

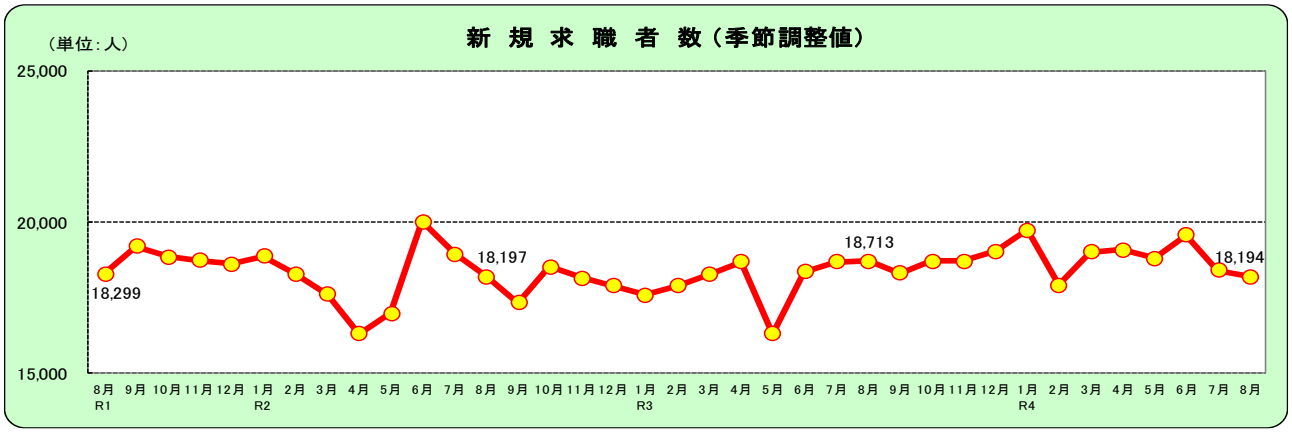

新規求職	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4年度	19,077	18,802	19,567	18,400	18,194							
3年度	18,695	16,316	18,373	18,688	18,713	18,305	18,713	18,709	19,033	19,747	17,917	19,007
2年度	16,304	16,987	20,028	18,950	18,197	17,327	18,537	18,153	17,893	17,598	17,895	18,270
元年度	18,764	19,294	19,612	19,454	18,299	19,209	18,852	18,733	18,611	18,868	18,290	17,613

※新規学卒を除き、パートタイムを含む。 ※季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12－ARIMA）。令和3年12月以前の数値は令和4年1月分公表時に新季節指数により改定。

3 正社員有効求人倍率の動向（原数値）【表5】

○　正社員有効求人倍率は 0.89 倍となり、前年同月を 0.08 ポイント上回った。

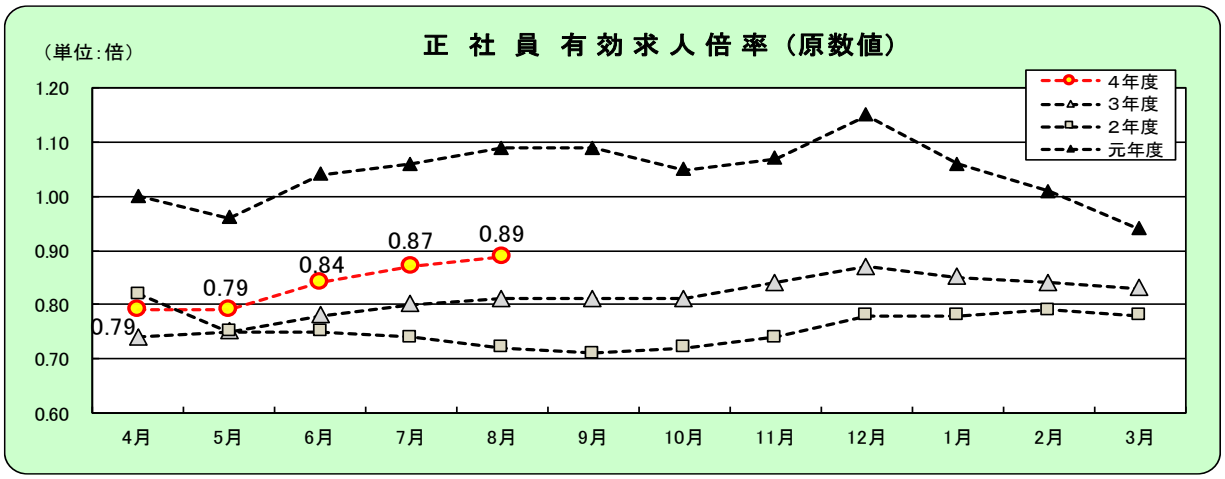

正社員有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4年度	0.79	0.79	0.84	0.87	0.89							
3年度	0.74	0.75	0.78	0.80	0.81	0.81	0.81	0.84	0.87	0.85	0.84	0.83
2年度	0.82	0.75	0.75	0.74	0.72	0.71	0.72	0.74	0.78	0.78	0.79	0.78
元年度	1.00	0.96	1.04	1.06	1.09	1.09	1.05	1.07	1.15	1.06	1.01	0.94

数値は原数値である。

注）　正社員の有効求人倍率は、正社員の月間有効求人数を、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

4 地域別有効求人倍率の動向（原数値）【表６】

○　有効求人倍率を地域別にみると、福岡地域は 1.16 倍で 0.10 ポイント、北九州地域は 1.14 倍で 0.10 ポイント、筑豊地域は 1.29 倍で 0.24 ポイント、筑後地域は 1.34 倍で 0.24 ポイントそれぞれ前年同月を上回った。

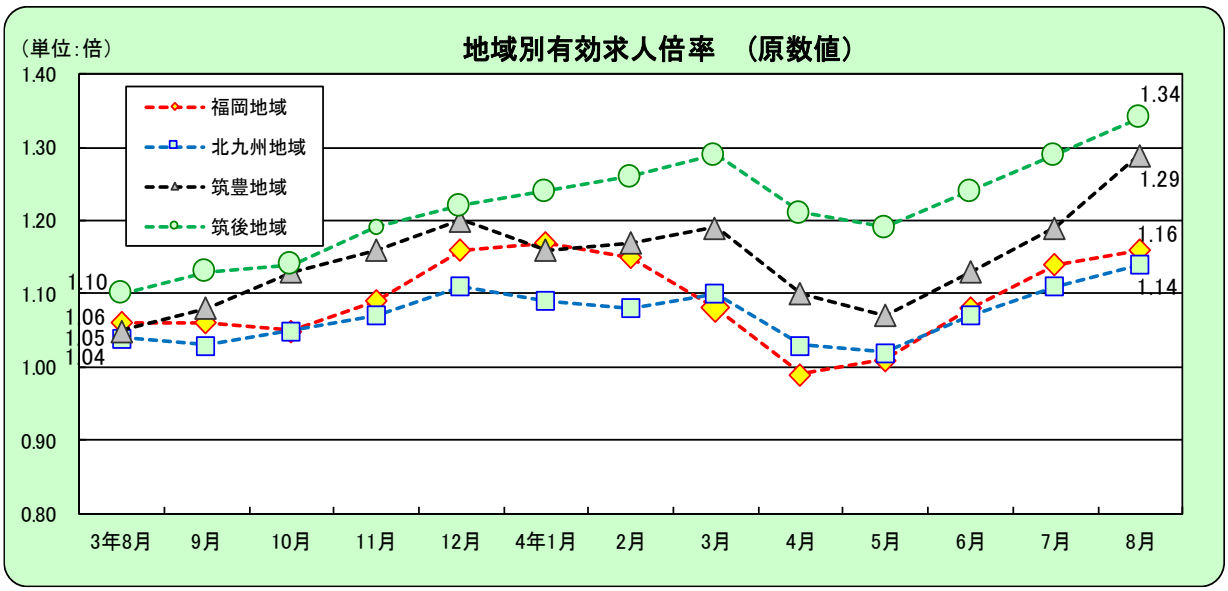

地域別有効求人倍率	3年8月	9月	10月	11月	12月	4年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
福岡地域	1.06	1.06	1.05	1.09	1.16	1.17	1.15	1.08	0.99	1.01	1.08	1.14	1.16
北九州地域	1.04	1.03	1.05	1.07	1.11	1.09	1.08	1.10	1.03	1.02	1.07	1.11	1.14
筑豊地域	1.05	1.08	1.13	1.16	1.20	1.16	1.17	1.19	1.10	1.07	1.13	1.19	1.29
筑後地域	1.10	1.13	1.14	1.19	1.22	1.24	1.26	1.29	1.21	1.19	1.24	1.29	1.34

数値は原数値である。

表１　一般職業紹介状況

令和4年8月

		4年 8月	4年 7月	3年 8月	対前月 増減率、差 （%、ポイント）	原数値 対前年同月 増減率、差 （%、ポイント）	季節調整値 対前月 増減率、差 （%、ポイント）
全数	1　月間有効求職者数（人）	95,450 95,517	97,039 96,913	93,792 93,485	−1.4	2.2	−1.6
	2　新規求職申込件数（件）	18,194 17,495	18,400 16,558	18,713 17,229	5.7	1.5	−1.1
	3　月間有効求人数　（人）	114,904 114,410	115,013 112,655	100,312 99,062	1.6	15.5	−0.1
	4　新規求人数　（人）	40,136 38,615	39,433 38,096	36,079 33,540	1.4	15.1	1.8
	5　就職件数　（件）	3,998	4,204	3,828	−4.9	4.4	—
	6　有効求人倍率（受理地別・季調値）（倍）	1.20	1.19	1.07	—	—	0.01
	7　新規求人倍率（受理地別・季調値）（倍）	2.21	2.14	1.93	—	—	0.07
一般	1　月間有効求職者数（人）	59,757	60,281	59,510	−0.9	0.4	
	2　新規求職申込件数（件）	11,337	10,906	11,380	4.0	−0.4	
	3　月間有効求人数　（人）	68,689	67,442	61,261	1.8	12.1	
	4　新規求人数　（人）	21,996	23,101	20,033	−4.8	9.8	
	5　就職件数　（件）	2,369	2,398	2,271	−1.2	4.3	
	6　有効求人倍率（受理地別）（倍）	1.15	1.12	1.03	0.03	0.12	
	7　新規求人倍率（受理地別）（倍）	1.94	2.12	1.76	−0.18	0.18	
パート	1　月間有効求職者数（人）	35,760	36,632	33,975	−2.4	5.3	
	2　新規求職申込件数（件）	6,158	5,652	5,849	9.0	5.3	
	3　月間有効求人数　（人）	45,721	45,213	37,801	1.1	21.0	
	4　新規求人数　（人）	16,619	14,995	13,507	10.8	23.0	
	5　就職件数　（件）	1,629	1,806	1,557	−9.8	4.6	
	6　有効求人倍率（受理地別）（倍）	1.28	1.23	1.11	0.05	0.17	
	7　新規求人倍率（受理地別）（倍）	2.70	2.65	2.31	0.05	0.39	

（注）新規学卒を除きパートタイムを含む原数値。
ただし「全数」１～４欄上段及び６、７欄は季節調整値。
季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。（令和４年２月改定済み）

表２　産業別、規模別一般新規求人状況

令和4年8月

	全　数	パート除く	パートタイム	対前年増減率（%） 全　数	パート除く	パートタイム
合　計	38,615	21,996	16,619	15.1	9.8	23.0
A、B　農林漁業	104	50	54	-30.7	-33.3	-28.0
C　鉱業、採石業、砂利採取業	6	6	0	0.0	50.0	-100.0
（052　石炭・亜炭鉱業）	0	0	0	----	----	----
D　建設業	2,975	2,798	177	8.8	7.9	26.4
（06　総合工事業）	1,467	1,352	115	11.6	8.6	64.3
E　製造業	2,396	1,811	585	17.0	14.2	26.9
09　食料品製造業	594	309	285	16.7	8.8	26.7
10　飲料・たばこ・飼料製造業	44	28	16	22.2	100.0	-27.3
11　繊維工業	49	33	16	36.1	83.3	-11.1
12　木材・木製品製造業	22	19	3	-45.0	-45.7	-40.0
13　家具・装備品製造業	54	45	9	-10.0	-10.0	-10.0
14　パルプ・紙・紙加工品製造業	44	25	19	144.4	177.8	111.1
15　印刷・同関連業	40	29	11	-29.8	-21.6	-45.0
16　化学工業	179	146	33	28.8	16.8	135.7
17　石油製品・石炭製品製造業	19	19	0	280.0	280.0	----
18　プラスチック製品製造業	153	104	49	163.8	166.7	157.9
19　ゴム製品製造業	53	49	4	60.6	53.1	300.0
21　窯業・土石製品製造業	96	89	7	-6.8	-5.3	-22.2
22　鉄鋼業	112	105	7	30.2	26.5	133.3
23　非鉄金属製造業	16	14	2	14.3	7.7	100.0
24　金属製品製造業	337	314	23	28.6	32.5	-8.0
25　はん用機械器具製造業	175	147	28	0.6	-6.4	64.7
26　生産用機械器具製造業	89	82	7	7.2	1.2	250.0
27　業務用機械器具製造業	20	20	0	5.3	11.1	-100.0
28　電子部品・デバイス・電子回路製造業	21	16	5	-58.8	-54.3	-68.8
29　電気機械器具製造業	102	88	14	-6.4	-3.3	-22.2
30　情報通信機械器具製造業	3	0	3	-50.0	-100.0	200.0
28,30　ハードウエア製造関係	24	16	8	-57.9	-60.0	-52.9
31　輸送用機械器具製造業	145	109	36	20.8	0.9	200.0
（311　自動車・同附属品）	128	99	29	24.3	3.1	314.3
（313　船舶製造・修理業、舶用機関）	1	1	0	-85.7	-75.0	-100.0
（273,274,275,323　精密機械器具等）	18	18	0	38.5	38.5	----
（275　光学機械器具・レンズ）	0	0	0	----	----	----
（323　時計・同部分品）	0	0	0	----	----	----
20,32　その他の製造業	29	21	8	0.0	31.3	-38.5
F　電気・ガス・熱供給・ 水道業	36	29	7	38.5	26.1	133.3
G　情報通信業	731	612	119	-24.5	-30.5	36.8
（39　情報サービス業）	587	497	90	-22.5	-28.7	50.0
H　運輸業、郵便業	1,949	1,476	473	46.3	33.2	111.2
I　卸売業、小売業	7,410	2,913	4,497	19.0	3.7	31.6
（50～55　卸売業）	1,269	909	360	21.9	26.3	12.1
（56～61　小売業）	6,141	2,004	4,137	18.5	-4.1	33.7
（56　各種商品小売業）	2,132	28	2,104	59.6	-93.3	129.9
J　金融業、保険業	153	93	60	-6.7	-13.9	7.1
K　不動産業、物品賃貸業	685	433	252	4.1	23.0	-17.6
（70　物品賃貸業）	203	134	69	4.6	6.3	1.5
L　学術研究、専門・技術サービス業	1,297	821	476	22.1	7.3	60.3
（73　広告業）	163	59	104	147.0	28.3	420.0
M　宿泊業、飲食サービス業	2,640	667	1,973	2.9	-16.0	11.3
（75　宿泊業）	219	67	152	95.5	148.1	78.8
（76　飲食店）	1,953	568	1,385	-7.2	-23.7	1.8
N　生活関連サービス業、娯楽業	1,485	733	752	53.9	38.3	72.9
O　教育、学習支援業	653	345	308	-4.4	-3.1	-5.8
P　医療、福祉	10,611	6,045	4,566	7.9	7.3	8.6
（83　医療業）	4,121	2,599	1,522	19.1	18.5	20.1
（85　社会保険・社会福祉・介護事業）	6,467	3,436	3,031	2.0	0.5	3.8
Q　複合サービス事業	244	105	139	197.6	114.3	321.2
R　サービス業（他に分類されないもの）	5,065	2,991	2,074	31.3	30.1	32.9
S、T　公務・その他	175	68	107	-1.7	0.0	-2.7

事業所規模 4人以下	6,755	3,745	3,010	21.0	15.4	28.7
事業所規模 5～29	19,165	10,742	8,423	11.6	5.1	21.3
事業所規模 30～99	7,597	4,808	2,789	12.4	12.5	12.3
事業所規模 100～299	4,030	1,952	2,078	26.6	5.0	56.8
事業所規模 300～499	608	440	168	70.8	80.3	50.0
事業所規模 500～999	247	162	85	11.8	18.2	1.2
事業所規模 1000人以上	213	147	66	-21.7	188.2	-70.1

表３　一般求職者内訳

		4年8月	4年7月	3年8月	対前年同月増減率（%、ポイント）
新規求職者		※　17,495	※　16,558	※　17,229	1.5
	男	7,359	7,308	7,666	-4.0
	女	10,115	9,225	9,556	5.8
	うち受給者	5,679	5,499	5,469	3.8
有効求職者		※　95,517	※　96,913	※　93,485	2.2
	男	42,359	43,082	41,277	2.6
	女	52,993	53,654	52,108	1.7
	うち受給者	39,661	39,621	43,373	-8.6

※　求職申込時に性別登録がなかった者を含むため、男女計と一致しない。

表４　年齢別常用新規・有効の求職状況

		4年8月	4年7月	3年8月	対前年同月増減率（%、ポイント）
新規求人		33,090	33,651	29,189	13.4
新規求職		17,433	16,498	17,182	1.5
	２９歳以下	3,508	3,358	3,411	2.8
	３０～４４歳	4,991	4,501	5,108	-2.3
	４５～５４歳	3,587	3,336	3,527	1.7
	５５歳以上	5,347	5,303	5,136	4.1
新規求人倍率（受理地別）		1.90	2.04	1.70	0.20
有効求人		100,452	98,989	87,729	14.5
有効求職		95,210	96,594	93,217	2.1
	２９歳以下	18,852	19,134	17,853	5.6
	３０～４４歳	27,225	27,495	27,285	-0.2
	４５～５４歳	19,644	19,702	19,511	0.7
	５５歳以上	29,489	30,263	28,568	3.2
有効求人倍率（受理地別）		1.06	1.02	0.94	0.12

（注）新規学卒を除きパートタイムを含む。（原数値）

表5 雇用形態別常用職業紹介状況

令和4年8月

		4年8月	4年7月	3年8月	対前年同月増減率（%、ポイント）
パートタイムを除く常用	1 月間有効求職者数（人）	59,658	60,187	59,417	0.4
	2 新規求職申込件数（件）	11,309	10,883	11,362	-0.5
	3 月間有効求人数（人）	64,537	63,622	57,924	11.4
	4 新規求人数（人）	20,548	21,575	19,046	7.9
	5 就職件数（件）	2,281	2,304	2,202	3.6
	6 充足数（件）	2,379	2,352	2,280	4.3
	7 有効求人倍率(受理地別)(3/1)(倍)	1.08	1.06	0.97	0.11
	8 新規求人倍率(受理地別)(4/2)(倍)	1.82	1.98	1.68	0.14
	9 就職率(5/2×100)（%）	20.2	21.2	19.4	0.8
	10 充足率(6/4×100)（%）	11.6	10.9	12.0	-0.4
正社員	11 月間有効求人数（人）	52,983	52,368	48,034	10.3
	12 新規求人数（人）	16,838	17,685	15,715	7.1
	13 就職件数（件）	1,877	1,903	1,843	1.8
	14 充足数（件）	1,938	1,930	1,907	1.6
	15 有効求人倍率(受理地別)(11/1)(倍)	0.89	0.87	0.81	0.08
	16 充足率(14/12×100)(%)	11.5	10.9	12.1	-0.6
常用的パートタイム	17 月間有効求職者数（人）	35,552	36,407	33,800	5.2
	18 新規求職申込件数（件）	6,124	5,615	5,820	5.2
	19 月間有効求人数（人）	35,915	35,367	29,805	20.5
	20 新規求人数（人）	12,542	12,076	10,143	23.7
	21 就職件数（件）	1,474	1,625	1,397	5.5
	22 充足数（件）	1,544	1,717	1,484	4.0
	23 有効求人倍率(受理地別)(19/17)(倍)	1.01	0.97	0.88	0.13
	24 新規求人倍率(受理地別)(20/18)(倍)	2.05	2.15	1.74	0.31
	25 就職率(21/18×100)（%）	24.1	28.9	24.0	0.1
	26 充足率(22/20×100)（%）	12.3	14.2	14.6	-2.3

(注)1. 新規学卒者を除き原数値。

2. 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているがパートタイムを除く常用の有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

表6　雇用失業情勢主要指標（福岡県）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和３年度								令和４年度				
						8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
有効求人倍率（受理地別）	全国	1.62	1.55	1.10	1.16	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24	1.27	1.29	1.32
		0.08	▲ 0.07	▲ 0.45	0.06	0.01	0.00	0.01	0.01	0.00	0.03	0.01	0.01	0.01	0.01	0.03	0.02	0.03
	福岡県	1.59	1.52	1.06	1.08	1.07	1.07	1.08	1.08	1.08	1.11	1.09	1.08	1.09	1.13	1.17	1.19	1.20
		0.05	▲ 0.07	▲ 0.46	0.02	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	0.03	▲ 0.02	▲ 0.01	0.01	0.04	0.04	0.02	0.01
	福岡	1.75	1.67	1.08	1.07	1.06	1.06	1.05	1.09	1.16	1.17	1.15	1.08	0.99	1.01	1.08	1.14	1.16
		0.05	▲ 0.08	▲ 0.59	▲ 0.01	0.00	0.05	0.04	0.08	0.11	0.11	0.08	0.04	0.02	0.04	0.08	0.09	0.10
	北九州	1.44	1.37	1.00	1.04	1.04	1.03	1.05	1.07	1.11	1.09	1.08	1.10	1.03	1.02	1.07	1.11	1.14
		0.04	▲ 0.07	▲ 0.37	0.04	0.12	0.10	0.10	0.05	0.04	0.01	0.00	0.01	0.04	0.06	0.08	0.09	0.10
	筑豊	1.28	1.26	1.04	1.09	1.05	1.08	1.13	1.16	1.20	1.16	1.17	1.19	1.10	1.07	1.13	1.19	1.29
		0.03	▲ 0.02	▲ 0.22	0.05	0.08	0.09	0.14	0.13	0.10	0.06	0.03	0.07	0.12	0.09	0.13	0.15	0.24
	筑後	1.48	1.42	1.09	1.15	1.10	1.13	1.14	1.19	1.22	1.24	1.26	1.29	1.21	1.19	1.24	1.29	1.34
		0.05	▲ 0.06	▲ 0.33	0.06	0.05	0.07	0.05	0.08	0.07	0.14	0.15	0.16	0.17	0.16	0.20	0.21	0.24
新規求人倍率（受理地別）	全国	2.42	2.35	1.90	2.08	2.00	2.05	2.03	2.08	2.19	2.16	2.21	2.16	2.19	2.27	2.24	2.40	2.32
		0.13	▲ 0.07	▲ 0.45	0.18	▲ 0.03	0.05	▲ 0.02	0.05	0.11	▲ 0.03	0.05	▲ 0.05	0.03	0.08	▲ 0.03	0.16	▲ 0.08
	福岡県	2.31	2.23	1.82	1.94	1.93	1.95	1.96	1.99	2.00	1.97	2.04	1.95	2.00	2.15	2.04	2.14	2.21
		0.09	▲ 0.08	▲ 0.41	0.12	0.06	0.02	0.01	0.03	0.01	▲ 0.03	0.07	▲ 0.09	0.05	0.15	▲ 0.11	0.10	0.07
有効求人数		127,341	121,931	93,284	102,173	99,062	100,686	102,472	104,284	104,827	107,492	107,990	110,327	107,666	109,040	113,112	112,655	114,410
		3.5	▲ 4.2	▲ 23.5	9.5	9.0	11.5	9.2	11.6	12.8	16.0	13.3	10.0	9.3	13.6	16.3	16.0	15.5
新規求人数		533,135	499,861	394,204	432,818	33,540	35,959	38,093	35,820	36,402	39,448	36,928	39,929	37,456	37,628	42,565	38,096	38,615
		2.4	▲ 6.2	▲ 13.8	9.8	11.8	8.8	7.4	14.8	13.7	18.5	7.9	5.5	9.9	19.1	16.0	11.0	15.1
有効求職者数		79,988	80,140	88,133	94,982	93,485	94,382	95,812	94,320	90,362	92,266	93,770	98,026	103,033	104,223	102,104	96,913	95,517
		0.2	0.2	10.0	7.8	5.1	4.3	2.7	4.0	4.5	7.0	6.7	4.9	3.3	6.0	5.5	4.7	2.2
新規求職者数		230,614	224,296	216,236	222,581	17,229	17,876	18,726	16,350	14,360	20,410	18,381	20,851	26,035	20,205	19,007	16,558	17,495
		▲ 1.9	▲ 2.7	▲ 3.6	2.9	5.8	4.8	▲ 2.2	9.0	6.6	12.4	0.1	0.7	▲ 1.5	20.6	6.0	▲ 4.2	1.5
就職件数		70,952	64,443	53,164	54,330	3,828	4,448	4,514	4,503	3,932	3,701	4,457	5,758	4,746	4,624	4,962	4,204	3,998
		▲ 6.5	▲ 9.2	▲ 17.5	2.3	▲ 2.3	1.9	▲ 7.2	5.7	▲ 2.0	2.6	▲ 1.3	▲ 10.2	▲ 11.8	0.6	▲ 0.4	▲ 0.7	4.4
雇用保険適用事業所数		92,177	92,993	94,731	96,818	96,849	96,490	96,723	96,917	97,031	97,189	97,446	97,655	97,869	98,146	98,354	98,515	98,570
		1.0	0.9	1.9	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1	2.2	2.1	2.0	2.0	1.9	1.8	1.8
雇用保険被保険者数		1,720,331	1,749,147	1,769,489	1,774,518	1,779,145	1,777,909	1,774,524	1,776,581	1,776,594	1,769,029	1,765,332	1,766,784	1,760,236	1,776,932	1,783,235	1,783,589	1,776,294
		1.5	1.7	1.2	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.0	▲ 0.1	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	0.0	0.1	▲ 0.2
資格取得者数		377,389	378,074	344,650	339,546	23,255	23,236	25,626	23,893	21,228	22,482	22,031	27,709	51,632	46,249	32,281	27,002	25,040
		▲ 1.7	0.2	▲ 8.8	▲ 1.5	2.5	▲ 1.4	▲ 2.1	6.6	▲ 6.3	4.1	▲ 1.2	6.4	3.6	10.1	▲ 3.3	8.7	7.7
資格喪失者数		354,057	353,251	330,242	335,828	25,836	24,958	28,051	22,114	20,155	29,681	25,261	26,603	58,677	29,092	26,068	26,604	27,149
		3.5	▲ 0.2	▲ 6.5	1.7	12.2	4.3	▲ 2.5	8.5	5.1	9.4	15.9	1.3	4.1	12.4	2.5	4.4	5.1
受給者実人員（一般）		19,162	19,517	22,673	21,336	24,462	22,867	21,369	21,132	20,165	19,443	18,633	18,529	18,052	19,998	21,913	22,755	24,489
		0.8	1.9	16.2	▲ 5.9	▲ 7.8	▲ 13.1	▲ 16.1	▲ 8.8	▲ 8.3	▲ 7.3	▲ 11.7	▲ 15.4	▲ 15.3	▲ 4.5	▲ 5.9	▲ 4.7	0.1
完全失業率	全国	2.4	2.3	2.9	2.8	2.8	2.8	2.7	2.8	2.7	2.8	2.7	2.6	2.5	2.6	2.6	2.6	※
	九州ブロック（福岡県）	－	－	－	－	2.9(3.0)		2.6(2.8)			3.0(2.9)			2.8(2.9)				※

（注）1.　求人倍率(全国・福岡県)は季節調整値（令和4年2月改定）。完全失業率(全国)は季節調整値。※は公表翌月に記載。
2.　　は、前年同月比。　　は、前月比。
3. 一般職業紹介の指標については新規学卒を除き、パートタイムを含む。
4. 年度計の有効求人数、有効求職者数、雇用保険適用事業所数、雇用保険被保険者数、受給者実人員については、月平均。
5. 九州ブロック・福岡県の完全失業率は、四半期毎に公表。九州ブロックは原数値、福岡県はモデル推計値。

（別紙）

九州・沖縄地域の雇用失業情勢
（令和４年８月分）

○有効求人倍率（受理地別・季節調整値）は 1.25 倍となり、前月と同倍となった。

・有効求人数（季節調整値）は前月に比べ 1.4%減と５か月ぶりに減少した。

・有効求職者数（季節調整値）は前月に比べ 1.2%減と２か月連続で減少した。

○新規求人倍率（受理地別・季節調整値）は 2.13 倍となり、前月を 0.02 ポイント下回った。

・新規求人数（季節調整値）は前月に比べ 2.1%減と２か月ぶりに減少した。

・新規求職者数（季節調整値）は前月に比べ 1.2%減と２か月連続で減少した。

○新規求人数（原数値）は、前年同月に比べ 12.5%増加した。

○新規求職者数（原数値）は、前年同月に比べ 0.5%増加した。

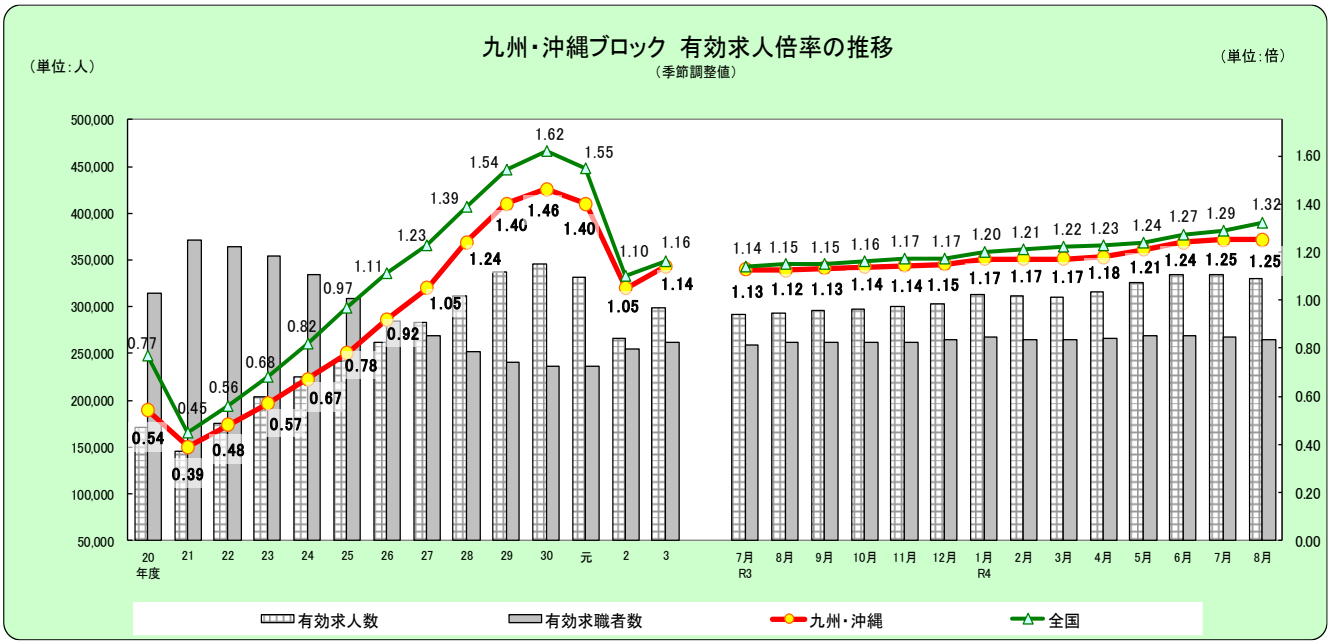

■九州・沖縄ブロック

有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度	1.18	1.21	1.24	1.25	1.25							
令和3年度	1.08	1.10	1.12	1.13	1.12	1.13	1.14	1.14	1.15	1.17	1.17	1.17
令和2年度	1.18	1.09	1.05	1.03	1.01	0.99	1.00	1.01	1.01	1.03	1.05	1.06
令和元年度	1.47	1.46	1.46	1.45	1.45	1.44	1.43	1.42	1.41	1.35	1.30	1.25

有効求人数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度	315,755	325,239	333,757	334,964	330,384							
令和3年度	283,106	287,434	288,864	291,968	293,813	296,264	297,658	300,400	303,870	313,754	311,821	310,284
令和2年度	274,232	255,679	254,782	258,526	261,072	258,103	264,820	269,772	270,826	273,117	273,834	277,313
令和元年度	346,404	346,713	348,633	347,104	342,421	340,787	334,934	331,943	331,070	317,865	309,296	293,551

有効求職者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度	266,811	269,222	269,528	268,311	265,149							
令和3年度	262,241	260,900	257,885	258,887	261,383	261,778	261,890	262,411	264,426	268,274	265,444	265,429
令和2年度	232,348	234,799	242,193	251,294	258,375	259,626	263,725	266,240	267,318	264,301	261,344	260,403
令和元年度	235,913	238,276	239,054	239,463	236,223	236,508	234,715	234,413	234,220	235,277	237,837	234,831

※数値は季節調整値。令和3年12月以前の数値は、新季節調整指数により改定。

注）本公表資料における有効求人倍率、新規求人倍率、有効求人数及び新規求人数は、九州・沖縄地域の各労働局管内のハローワークが受理した求人数（受理地別求人数）により算出したものである。

注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和３年９月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

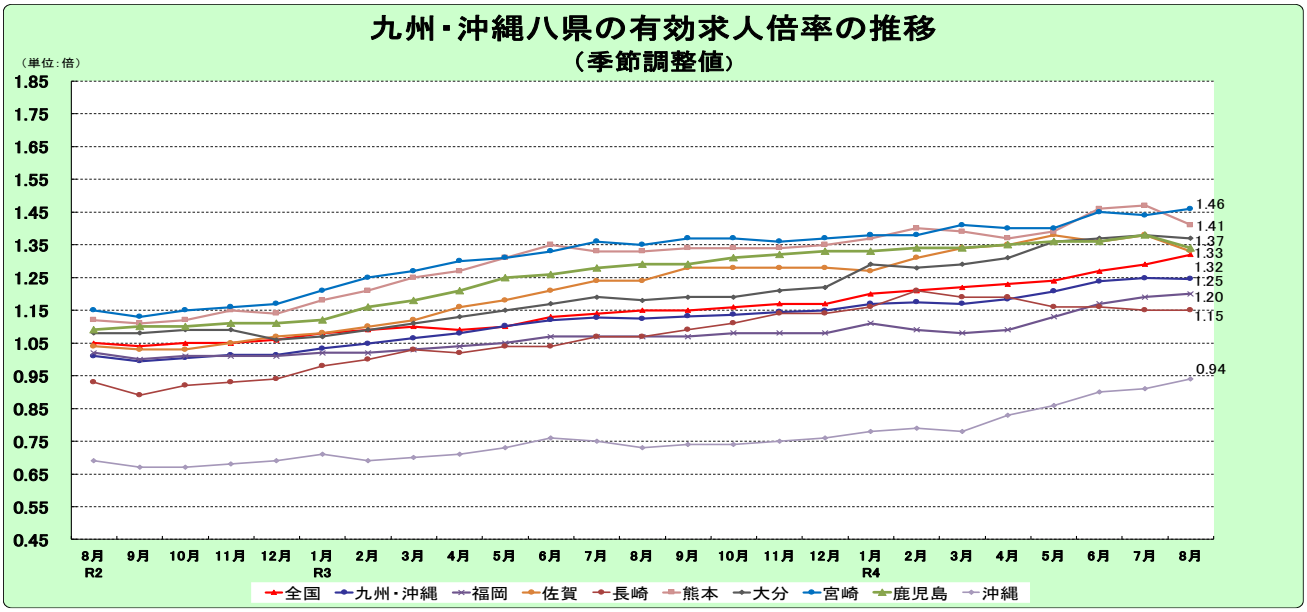

	R3年 8月	9月	10月	11月	12月	R4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	前月差
全国	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24	1.27	1.29	1.32	**0.03**
九州・沖縄	1.12	1.13	1.14	1.14	1.15	1.17	1.17	1.17	1.18	1.21	1.24	1.25	1.25	**0.00**
福岡	1.07	1.07	1.08	1.08	1.08	1.11	1.09	1.08	1.09	1.13	1.17	1.19	1.20	**0.01**
佐賀	1.24	1.28	1.28	1.28	1.28	1.27	1.31	1.34	1.35	1.38	1.36	1.38	1.33	**▲ 0.05**
長崎	1.07	1.09	1.11	1.14	1.14	1.16	1.21	1.19	1.19	1.16	1.16	1.15	1.15	**0.00**
熊本	1.33	1.34	1.34	1.34	1.35	1.37	1.40	1.39	1.37	1.39	1.46	1.47	1.41	**▲ 0.06**
大分	1.18	1.19	1.19	1.21	1.22	1.29	1.28	1.29	1.31	1.36	1.37	1.38	1.37	**▲ 0.01**
宮崎	1.35	1.37	1.37	1.36	1.37	1.38	1.38	1.41	1.40	1.40	1.45	1.44	1.46	**0.02**
鹿児島	1.29	1.29	1.31	1.32	1.33	1.33	1.34	1.34	1.35	1.36	1.36	1.38	1.34	**▲ 0.04**
沖縄	0.73	0.74	0.74	0.75	0.76	0.78	0.79	0.78	0.83	0.86	0.90	0.91	0.94	**0.03**

■産業別新規求人数の対前年同月比（九州・沖縄計）

建設業	（ 9.2 %）	製造業	（ 11.3 %）
情報通信業	（ ▲ 7.8 %）	運輸・郵便業	（ 21.2 %）
卸売・小売業	（ 10.6 %）	金融・保険業	（ 15.0 %）
不動産業	（ 11.8 %）	学術研究、専門・技術サービス業	（ 22.5 %）
宿泊業、飲食サービス業	（ 38.5 %）	生活関連サービス業、娯楽業	（ 30.5 %）
医療・福祉	（ 7.6 %）	サービス業（他に分類されないもの）	（ 14.5 %）

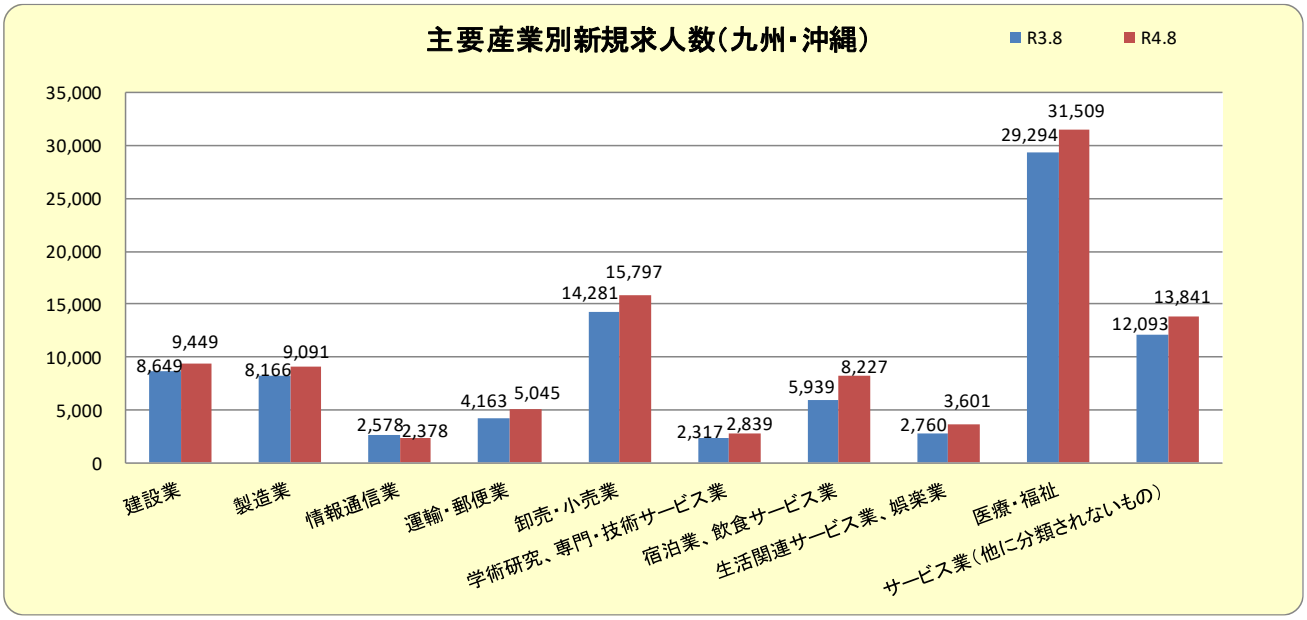

九州・沖縄八県労働市場主要指標

令和4年8月

項　　目	単位	福岡県		佐賀県		長崎県		熊本県		大分県		宮崎県		鹿児島県		沖縄県		合　計	
1 新規求職者数	人	17,495	1.5	3,278	6.9	4,873	▲ 0.5	5,527	3.4	3,929	▲ 4.5	4,159	▲ 3.1	6,684	5.7	5,473	▲ 6.9	51,418	0.5
季節調整値		18,194	▲ 1.1	3,479	5.5	5,029	▲ 6.4	5,774	3.3	3,923	▲ 5.9	4,206	▲ 6.8	6,968	2.5	6,014	▲ 1.7	53,587	▲ 1.2
2 新規求人数	人	38,615	15.1	6,007	5.7	8,989	13.1	13,025	6.8	8,639	13.8	9,702	3.0	14,807	10.9	9,517	27.7	109,301	12.5
季節調整値		40,136	1.8	6,571	▲ 11.2	9,457	4.5	13,867	▲ 1.2	8,908	▲ 7.8	9,632	▲ 7.1	15,098	▲ 9.7	10,539	6.1	114,208	▲ 2.1
3 有効求職者数	人	95,517	2.2	14,769	0.5	22,705	1.2	28,425	1.0	18,578	▲ 2.4	20,452	2.4	33,307	5.3	30,558	1.2	264,311	1.8
季節調整値		95,450	▲ 1.6	14,873	0.9	22,967	▲ 1.4	28,247	1.6	18,792	▲ 2.0	20,192	▲ 2.0	33,633	▲ 0.7	30,995	▲ 2.5	265,149	▲ 1.2
4 有効求人数	人	114,410	15.5	19,020	9.0	25,798	9.0	38,779	8.8	25,373	14.0	28,818	10.7	43,511	9.7	27,465	30.0	323,174	13.4
季節調整値		114,904	▲ 0.1	19,800	▲ 2.4	26,427	▲ 1.7	39,884	▲ 2.4	25,833	▲ 2.4	29,391	▲ 0.7	44,949	▲ 4.0	29,196	0.5	330,384	▲ 1.4
5 就職者数	人	3,998	4.4	1,088	1.6	1,657	0.1	1,705	▲ 1.1	1,440	1.1	1,532	▲ 1.6	2,162	0.0	1,261	▲ 5.6	14,843	0.6
6 紹介件数	件	13,637	▲ 8.7	2,684	▲ 8.1	4,364	▲ 10.3	4,300	▲ 1.7	3,648	▲ 5.4	3,793	▲ 6.0	5,538	0.6	3,858	▲ 7.4	41,822	▲ 6.3
7 新規求人倍率	倍	2.21	0.26	1.83	▲ 0.02	1.84	0.22	2.36	0.08	2.20	0.35	2.33	0.13	2.22	0.11	1.74	0.47	2.13	0.23
受理地別・季節調整値		2.21	0.07	1.89	▲ 0.35	1.88	0.20	2.40	▲ 0.11	2.27	▲ 0.05	2.29	▲ 0.01	2.17	▲ 0.29	1.75	0.13	2.13	▲ 0.02
8 有効求人倍率	倍	1.20	0.14	1.29	0.10	1.14	0.08	1.36	0.09	1.37	0.20	1.41	0.11	1.31	0.06	0.90	0.20	1.22	0.12
受理地別・季節調整値		1.20	0.01	1.33	▲ 0.05	1.15	0.00	1.41	▲ 0.06	1.37	▲ 0.01	1.46	0.02	1.34	▲ 0.04	0.94	0.03	1.25	0.00
9 雇用保険被保険者数	千人	1,776	▲ 0.2	241	▲ 0.4	363	▲ 0.8	503	0.4	333	▲ 0.3	302	▲ 0.3	465	0.0	448	0.0	4,431	▲ 0.2
10 雇用保険受給者実人員	人	24,489	0.1	3,619	▲ 0.1	6,174	0.5	7,749	▲ 2.6	5,278	▲ 6.1	5,133	1.6	7,354	▲ 1.7	6,713	▲ 1.3	66,509	▲ 0.9

（注）1　1～8は新規学卒除き、パートタイムを含む。

2　9は一般、高齢、短時間を含み、10は基本手当基本分（高年齢、特例を除き、短時間を含む）。

3　各県の左側は実数。右側は前年比（%・ポ）、ただし季節調整値は前月比（%・ポ）。

厚生労働省
福岡労働局

Press Release

令和４年９月３０日発表
【照会先】
労働基準部 監督課　賃金室
室　　長　鈴木　裕充
室長補佐　井上　宏子
(代表電話)092（411）4578
(直通電話)092（411）4551

報道関係者　各位

福岡県最低賃金額が時間額９００円に改定されます（令和４年１０月８日から）

～中小企業事業者の取組を支援する業務改善助成金をご利用ください～

福岡労働局長（安達（あだち）　栄（さかえ））は、令和４年８月１２日に福岡地方最低賃金審議会（会長：平木真朗（ひらきしんお）（西南学院大学准教授））から福岡県最低賃金を３０円引上げて時間額９００円とする答申を受け、所要の手続きを経て、改正決定を９月８日付けの官報で公示しました。

これにより、１０月８日（土）から、福岡県最低賃金額は、時間額９００円（引上げ額３０円　引上げ率３．４５％）となります。

１　福岡労働局では、改定された最低賃金の周知広報を行うとともに、その履行確保を図っていきます。

２　厚生労働省では、中小企業事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るため、「業務改善助成金」制度を設けています。

福岡労働局、各労働基準監督署、各公共職業安定所、福岡働き方改革推進支援センター（福岡労働局委託事業）は、中小企業事業者への支援策である「業務改善助成金」を周知するとともに、活用勧奨を行っていきます。

令和４年９月１日より、生産性を向上させ、事業場内最低賃金の引上げを図る中小企業事業者を支援する業務改善助成金について、「原材料高騰により利益が減少した事業者」への助成対象の追加など制度を充実したほか、申請期限は令和５年１月３１日までとなっています。

３　中小企業事業者の支援事業として、「業務改善助成金」をはじめ、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対してワン・ストップで無料相談に応じる「福岡働き方改革推進支援センター」の活用を図ることとしています。

(参考)

【業務改善助成金関係】

１　相談窓口

・業務改善助成金コールセンター

電話：０１２０－３６６－４４０　（受付時間　平日8：30～17：15）

・福岡働き方改革推進支援センター

電話：０８００－８８８－１６９９（受付時間　平日9：00～17：00）

２　申請先

・福岡労働局雇用環境・均等部　企画課

電話：０９２－４１１－４７１７

添付資料

１　福岡県最低賃金リーフレット

２　令和４年度　業務改善助成金（通常コース）リーフレット

３　令和４年度　業務改善助成金（特例コース）リーフレット

４　福岡働き方改革推進支援センター　リーフレット

資料1

知っていますか？
自分の最低賃金

福岡県 最低賃金

900円 時間額

令和4年 10月8日から

前年比 30円UP

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ！

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認！
最低賃金に関する特設サイト
https://www.saiteichingin.info/
最低賃金制度 検索

最低賃金に関するお問い合わせは福岡労働局または最寄りの労働基準監督署へ
福岡労働局ホームページアドレス　https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/

中小企業事業者の皆さんへ
業務改善助成金
最大600万円を助成

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことだよ！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

確認の方法は？

確認したい賃金(※1)を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1	時間給の場合	時間給 円	≧	最低賃金額（時間額） 円				
2	日給の場合	日 給 円	÷	1日の平均所定労働時間 時間	＝	時間額 円	≧	最低賃金額（時間額） 円
3	月給の場合	月 給 円	÷	1か月の平均所定労働時間 時間	＝	時間額 円	≧	最低賃金額（時間額） 円

4 上記 1，2，3 が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

❶ 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
❷ 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
❸ ❶と❷を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当
（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう！

業務改善助成金

最大600万円を助成

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金の動画もあります。

詳しくは、こちら 業務改善助成金 検索

支給の要件

1. 事業場内最低賃金の引上げ
2. 引上げ後の賃金額の支払い
3. 生産性向上に資する機器・設備などを導入
4. 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

▶ 設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

1. 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
▶ 審査
2. 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
▶
3. 労働局に事業実施結果を報告
▶ 審査
4. 支給

専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

（R4.9）

業務改善助成金（通常コース）のご案内

資料2

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。

事業内最低賃金引き上げ ＋ **設備投資等**（機械設備、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練） → **費用の一部を助成**

原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1．原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者に特例が適用されます

新型コロナの影響で売上高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により**利益率※が前年同月に比べ３%ポイント以上低下**した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前３か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
(b) 売上高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅　：「30%」→**「15%」** ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→**「3年前まで」**
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数**10人以上の助成上限額区分**を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→**「定員7人以上又は車両本体価格200万円以下」**

2．最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率
９００円以上	3/4	4/5
９００円未満	4/5	9/10

→

事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率
９２０円以上	3/4	4/5
８７０円以上 ９２０円未満	**4/5**	**9/10**
８７０円未満	**9/10**	

事業場内最低賃金920円未満の事業場も**賃金引き上げ労働者数10人以上**の助成上限額区分を利用できます。

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者１人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その３年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出 → **審査・交付決定** → 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施 → 労働局に事業実施結果を報告 → **審査** → **支給**

各コースの概要

※申請期限：令和５年１月31日

コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
３０円コース	30円以上	１人	３０万円	以下の要件を両方満たす事業場 • 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 • 事業場規模100人以下
		２～３人	５０万円	
		４～６人	７０万円	
		７人以上	１００万円	
		10人以上※	１２０万円	
４５円コース	45円以上	１人	４５万円	
		２～３人	７０万円	
		４～６人	１００万円	
		７人以上	１５０万円	
		10人以上※	１８０万円	
６０円コース	60円以上	１人	６０万円	
		２～３人	９０万円	
		４～６人	１５０万円	
		７人以上	２３０万円	
		10人以上※	３００万円	
９０円コース	90円以上	１人	９０万円	
		２～３人	１５０万円	
		４～６人	２７０万円	
		７人以上	４５０万円	
		10人以上※	６００万円	

※ 10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近３か月間の月平均値が前年、前々年または３年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③物価高騰等要件：

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前３か月間のうち任意の１月の利益率が３%ポイント以上低下している事業者

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、**令和５（2023）年３月31日**です。

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索ページ

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金 検索

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

（R4.9.1）

業務改善助成金（特例コース）のご案内

資料3

対象期間延長とともに
「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が５%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1．申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変 更 前	変 更 後
申請期限	令和４年７月29日まで	**令和５年１月31日まで**
賃上げ対象期間	令和３年7月16日から 令和３年12月31日まで	令和３年７月16日から **令和４年12月31日まで**

- 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までに遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

2．対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により**利益率※が前年同月に比べ５%ポイント以上低下**した事業者」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和３年４月から令和４年12月のうち、任意の１か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
売上高等の比較対象期間見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和３年４月から［令和３年12月まで］ 見直し後：令和３年４月から**［令和４年12月まで］** ※比較対象期間を２年前まで→**３年前まで**に変更
助成率の引き上げ	【一律3/4】を、**事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】**に引き上げます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
  - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
    - ・比較する売上高等の生産指標：令和３年４月～令和４年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
    - ・比較対象期間：前年、前々年または３年前の同期
  - **② 原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和３年４月から令和４年12月のうち任意の１月における利益率が５%ポイント以上低下した事業者**
- 令和３年７月16日から令和４年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること
  引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
  就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
  生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

特例コースの概要

助成額・助成率

助成額	**最大100万円** ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	**事業場内最低賃金により異なります。** **920円未満：4／5** **920円以上：3／4**

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※1：PC、スマホ、タブレットの新規購入、**乗車定員７人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車**なども対象**（自動車は乗車定員11人以上から拡充）**
B 業務改善計画に計上された関連する経費※2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを提出する
・提出先：事業場所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)
・締め切り：令和５(2023)年１月31日(火)
申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。
予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

審査

交付決定後、提出した計画に沿って取り組みを実施
交付決定前に行った設備投資等は助成対象外です。

労働局に事業実施結果を報告

審査

交付額確定後、労働局に支払い請求を提出

支給

助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	３０万円
2人～3人	５０万円
4人～6人	７０万円
7人以上	１００万円

[参考]
日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署：
各都道府県日本政策金融公庫

助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター
電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金 検索

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

（R4.9.1）

資料4

令和４年度　福岡労働局委託事業
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

秘密厳守

相談・専門家派遣 無料

事業主、労務担当者様 ぜひ

専門家にご相談ください！

（社会保険労務士等）

☑ 取組みはお済みですか？

- ☐ 残業６０時間超の賃金引き上げ　義務化（2023年4月）
- ☐ 育児・介護休業法改正　（2022年4月）
- ☐ パワーハラスメント防止措置　義務化（2022年4月）
- ☐ 同一労働同一賃金
- ☐ 時間外労働の上限規制
- ☐ 年5日の年次有給休暇の確実な取得

「**福岡働き方改革推進支援センター**」とは、働き方改革関連法の内容にとどまらず、令和３年６月に改正された育児・介護休業法、男性の育児休業取得促進、仕事と育児や介護の両立支援、不妊治療と仕事との両立、職場におけるハラスメント防止措置、良質なテレワーク、多様な正社員制度、兼業・副業など多様な働き方の実現に向けた支援を行います。

ご都合に合わせた相談方法が選べる!

相談方法

1. 企業訪問
2. 電話・メール
3. センター来所

オンラインでのご相談にも対応可能

福岡働き方改革推進支援センター

TEL 0800-888-1699

受付時間　平日9：00～17：00

住所 〒812-0016
福岡市博多区博多駅南1丁目7-14 ボイス博多305

MAIL hk40@mb.langate.co.jp　FAX 092-433-1277

URL https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/

相談・セミナー情報詳細は、ホームページをご覧ください。　働き方改革　福岡　検索

2022年 4月～

- 育児・介護休業法における義務化
- パワーハラスメント防止措置の義務化
- 女性活躍推進法における義務化（労働者101人以上の事業主）

2019年 4月～
年次有給休暇の確実な取得

大企業 2019年 4月～
中小企業 2020年 4月～
時間外労働の上限規制

大企業 2020年 4月～
中小企業 2021年 4月～
同一労働同一賃金

個 別 訪 問 申 込 書

福岡働き方改革推進支援センター　　**FAX：092-433-1277**

事業場名		ご担当者氏名	
所在地	〒　　-		
連絡先	電話	E-MAIL	
	FAX		
訪問希望日	・令和　年　月　日（　） ・令和　年　月　日（　） ・令和　年　月　日（　）	□ オンライン相談希望 ※ 後日、日程調整のお電話を差し上げます。	
相談内容 ✓をお付け下さい	□ 残業時間の上限規制 □ 各種助成金の申請・活用 □ 36 協定 □ 同一労働・同一賃金(非正規労働者待遇改善) □ 就業規則・賃金規定等の見直し □ テレワーク □ 育児・介護制度の整備 □ 年次有給休暇の取得義務付け □ その他【　　】	□ 人手不足 □ 最低賃金制度 □ 無期転換制度 □ 生産性向上への対応 □ 賃金制度全般 □ 職務分析・職務評価 □ 高度プロフェッショナル制度	

【個人情報の取り扱いについて】
- 本申込書にご記入いただいた個人情報（以下「個人情報」）を取得する事業者：ランゲート株式会社（以下「当社」）
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先：
  情報通信部 PMR 担当　E-MAIL：privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和 4 年度　中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」（以下「本事業」）の相談支援のためのみに利用します。
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者（中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業　専門家）に、個人情報を委託することがあります。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である福岡労働局に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について　□ 同意する　（チェックしてください）

WFL4881〈02-40〉

詳細内容

タイトル	【参集形式】過労死等防止対策シンポジウム（事前予約制）
日　時	令和4年11月4日（金）15:00～17:30（受付14：30～）
場　所	オリエンタルホテル福岡ヤマカサ（福岡市博多区博多駅中央街4-23）
内　容	過労死等の現状や課題、防止対策について探る
担 当 者	労働基準部　監督課　主任監察監督官　坂田　憲一郎

タイトル	第81回全国産業安全衛生大会　2022　in FUKUOKA 【同時開催】働く人の安心づくりフェア　2022緑十字展　in 福岡
日　時	令和4年10月19日（水）から21日（金）
場　所	マリンメッセ福岡、福岡国際会議場
内　容	全国産業安全衛生大会は、中央労働災害防止協会の主催（厚生労働省などが後援）で毎年開催されるイベントです。全国の産業安全、労働衛生の関係者が一堂に会し、功労者表彰式と事業場担当者や有識者による研究発表、講演、パネルディスカッションを通じ、労働災害防止のノウハウの共有などを目的としています。福岡での開催は12年ぶりで、1万人の来場者を予定しています。同時開催される緑十字展では、安全衛生機器メーカーの最新アイテムが展示されます。
担 当 者	労働基準部　安全課　奥薗・植村　　TEL092－411－4865

タイトル	【対面式】大学等合同企業説明会（事前予約制） ～令和5年3月大学等卒業予定者等対象～
日　時	10月5日（水）【1部】11：00～13：30 【2部】14:30～17:00
場　所	エルガーラホール8階大ホール（福岡市中央区天神1-4-2）
内　容	令和5年3月大学等卒業予者、3年以内既卒者、39歳までの求職者を対象に、企業の採用担当者から直接説明を受ける場を提供します。 参加企業40社（20社×2部制）
担 当 者	職業安定部 職業安定課 大谷・末續　TEL092－434－9802

タイトル	令和4年度雇用保険料率のご案内
日　時	
場　所	
内　容	令和4年度の雇用保険料率は別添「令和4年度雇用保険料率のご案内」のとおりです。 4月から、事業主負担の保険料率が変更となっています。また、10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。 今年度は、年度の途中から保険料率が変更となりますので、ご注意ください。
担 当 者	職業安定部 職業安定課　兒島・甲斐　TEL092－434－9803

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

福岡 会場

毎年11月は
「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって
多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

参加無料
事前申込

日時 2022年
11月4日(金)
15:00～17:30（受付14:30～）

会場 オリエンタルホテル福岡ヤマカサ
（福岡市博多区博多駅中央街4-23）

新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い実施いたします。今後の感染状況により、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。
参加には、事前申込みが必要です。感染症拡大の状況により、開催方法が変更になる場合がございます。最新の情報はホームページにてご確認ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

スマートフォンで
二次元バーコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省
後援：福岡県、福岡市、北九州市、久留米市、飯塚市、福岡県弁護士会、福岡県司法書士会、福岡県社会保険労務士会、
一般社団法人福岡県精神保健福祉士協会、福岡市職員労働組合、福岡県高等学校教職員組合（順不同）
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

福 岡 会場

[主催者挨拶] 福岡労働局 労働基準部 監督課

[基調講演]

「過労死認定を職場改善へつなげるために」

梶原 恒夫 氏（福岡第一法律事務所）

[過労死遺族による体験談発表]

寺西 笑子 氏（全国過労死を考える家族の会 代表）

[パネルディスカッション]

「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい労働）をめざして」

進　行　八木 大和 氏（よつば法律事務所）
パネラー　梶原 恒夫 氏・寺西 笑子 氏
渡邉　宏 氏（働くもののいのちと健康を守る福岡地区連絡会）
志水 輝美 氏（連合福岡ユニオン）

梶原 恒夫 氏

福岡第一法律事務所

1989年弁護士登録以来33年余り、
福岡第一法律事務所に所属して弁護士として活動。

現在、日本労働弁護団副会長、九州労働弁護団会長、
過労死弁護団全国連絡会議幹事。

専門分野は、労働者側の労働事件、過労死・過労自殺などの労災事件。
福岡過労死家族の会にも所属。

寺西 笑子 氏

全国過労死を考える家族の会 代表

京都市在住
1996年2月　夫、過労自死
1997年　過労死家族の会活動に参加
2001年　京都下監督署にて労災認定
2005年　京都地裁にて勝訴
2006年　大阪高裁にて和解
2008年から　全国過労死を考える家族の会代表世話人
2014年から　過労死等防止対策推進全国センター共同代表
厚生労働省過労死等防止対策推進協議会委員

会場のご案内

オリエンタルホテル福岡 ヤマカサ

（福岡市博多区博多駅中央街4-23）

・JR博多駅（筑紫口）より徒歩1分
・地下鉄博多駅（筑紫口東4番出口）より直結
・九州自動車道
[福岡I.C]→福岡都市高速博多駅東（約5分）
[大宰府I.C]→福岡都市高速半道橋（約10分）

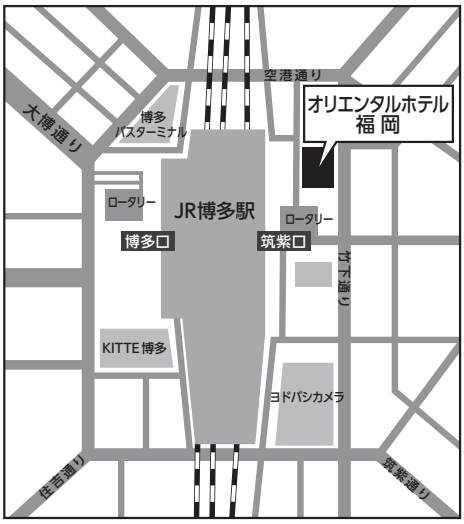

参加申込について

▶新型コロナウイルス感染症の影響により事前申し込みをお願いします。
尚、定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
▶申し込みは Web または FAX でお願いします。
▶参加証を発行いたします。当日、受付までお持ちください。
▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
▶連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。

●Webからの申し込み：

スマートフォンで二次元バーコードを読み込んで下さい。

https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo

過労死等防止対策推進シンポジウム　検索

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。　**FAX番号 03-6264-6445**
●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム［参加申込書］

●次の該当する□に✔をお願いいたします。

□ 経営者　□ 会社員　□ 公務員　□ 団体職員　□ 教職員　□ 医療関係者　□ 弁護士
□ 社会保険労務士　□ パート・アルバイト　□ 学生　□ 過労死等の当事者・家族
□ その他　［　　］

お 名 前 5名以上のお申込みは、別紙（様式自由）にてFAXしてください。	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連 絡 先	●TEL：	●FAX：
	●E-mail：	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染疑いが生じた場合に、保健所への情報提供に限り使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針（https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html）」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

（お問い合わせ先）厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク　電　話：0570-070-072
E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

第81回

全国産業安全衛生大会

2022 in FUKUOKA ふくおか

参加申込 6／1より 受付開始

インターネットでのお申込みは特設ウェブサイトから!

大会テーマ

太宰府の地 皆で学んで高めよう 安全・健康の知恵

開催期間 令和4年 10月19日(水) → 21日(金)

オンデマンド配信期間：令和4年 10月19日(水) ～11月4日(金)

会 場 総合集会：マリンメッセ福岡 B館（福岡県福岡市）

分科会：福岡国際会議場、マリンメッセ福岡 A館

参加費 一般 1名 16,500円（税込）

中災防賛助会員 1名 8,250円（税込）

同時開催 参加費無料 緑十字展2022 マリンメッセ福岡 A館

総合集会 特別講演

10月19日（水） 15：30～17：00

マリンメッセ福岡 B館

生命を捉えなおす ～動的平衡の視点から～

生物学者／青山学院大学教授 福岡 伸一 氏

特設ウェブサイト：https://online-academic-society.3esys.jp/jisha_taikai2022/

詳しくは中災防ホームページをご覧ください。（5月上旬オープン予定）

● 主催：中央労働災害防止協会 ● 協力：公益社団法人福岡県労働基準協会連合会

● 協賛：建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

● 後援：厚生労働省、国土交通省、環境省、スポーツ庁、警察庁、ILO 駐日事務所、福岡県、福岡市、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、福岡県経営者協会、福岡県商工会議所、福岡県商工会議所連合会、福岡県商工会連合会、福岡県中小企業団体中央会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、公益社団法人日本保安用品協会、NHK 福岡放送局（順不同／予定、申請中含む）

全ての働く人々に安全・健康を ～ Safe Work , Safe Life ～

JISHA 中災防 Japan Industrial Safety & Health Association

中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課

TEL：03-3452-6402 https://www.jisha.or.jp/

入場無料

働く人の安心づくりフェア

2022

緑十字展

【主催】中央労働災害防止協会　【協力】公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会　【協賛】日本労働災害防止推進会

in 福岡

10/19(水)→21(金)

会場 マリンメッセ福岡（福岡県福岡市）

中央労働災害防止協会
教育ゼロ災推進部
イベント事業課 緑十字展担当
TEL 03-3452-6402

https://www.jisha.or.jp/ryokujujiten/

同時開催 第81回 全国産業安全衛生大会

総合集会 マリンメッセ福岡　分科会 福岡国際会議場 等を予定

参加対象者

2023年３月大学等卒業予定者（*1）、
３年以内既卒者（令和2年３月以降卒業者）、39歳までの求職者
（*1）大学院・大学・短大・高専・専修・能力開発施設２年訓練課程

対面合説
履歴書不要

2022 10月5日（水）

大学等 合同企業説明会

開催時間 11:00 ～ 17:00（受付時間 10:30 ～ 16:30）
◆（1部）11:00 ～ 13:30　◆（2部）14:30 ～ 17:00

会場	エルガーラホール８階 大ホール（福岡市中央区天神 1-4-2）
予約制 ※予約方法は裏面	
定員 事前予約制	各回 80名
参加企業	40社 《20社×2部制》

＊次回開催予定＊
11月（対面合説）

※この事業は「雇用保険の基本手当」の支給を受けるための求職活動として認められています。

福岡県若者就職支援センター

9/15（木）参加予約受付開始（予定）

https://www.ssc-f.net
※二次元バーコードが読み取れない場合はこちら↑

対面型会場での大切なお願い
新型コロナウイルス感染リスクから身近な人を守るために
1．当日は感染症対策にご協力ください！（マスクの着用、検温、消毒等）
2．咳や熱などの風邪症状がある場合は入場できません
3．会場ではご自身でも密を避けた行動を心がけて
4．手指消毒やこまめな手洗いで感染対策

※携帯電話のご利用マナーにご協力ください。また、歩きスマホはご遠慮ください。※優先席付近では、混雑時には携帯電話・スマートフォンの電源をお切りください。

福岡県若者就職支援センター　TEL 092-720-8832 ／ FAX 092-725-1776
〒810-0001　福岡市中央区天神 1-4-2　エルガーラオフィス 12 階

主 催：厚生労働省福岡労働局・福岡新卒応援ハローワーク、福岡県、福岡県若者就職支援センター（公益社団法人 福岡県雇用対策協会）、福岡新卒者等人材確保推進本部
共 催：福岡市
後 援：北九州市、久留米市、飯塚市

※本事業は、厚生労働省「若年者地域連携事業」の一環として実施するものです。

予約方法 ＜参加には事前予約が必要です。＞

＊パソコン、スマートフォン、携帯電話等からお申し込みください。
＊パソコン等からのお申し込みが困難な方は、【092-720-8832】へお電話ください。
＊定員になり次第、締め切ります。

定員 各回80名

定員は各回 80 名　※複数申込可能
1部（11:00～13:30）　2部（14:30～17:00）

開催スケジュール

1部
★企業PRタイム　11:00～11:30
★企業個別説明会　11:30～13:30

2部
★企業PRタイム　14:30～15:00
★企業個別説明会　15:00～17:00

←予約・参加企業の情報はこちら

※携帯電話のご利用マナーにご協力ください。また、歩きスマホはご遠慮ください。
※優先席付近では、混雑時には携帯電話・スマートフォンの電源をお切りください。

※二次元バーコードが読み取れない場合はこちらから
https://www.ssc-f.net

※個人情報の取り扱いについて

1. 個人情報は、本合同企業説明会の運営目的のみで使用します。
2. 個人情報は、厳正な管理の下で安全に保管し、ご本人の同意なく無断で使用することはありません。
3. 個人情報は、ご本人からの削除・訂正等のお申し出に対し速やかに対処します。

会場

エルガーラホール　大ホール
（福岡市中央区天神 1-4-2　8F）

交通アクセス

●地下鉄　七隈線『天神南』駅より徒歩１分
●西鉄電車　『福岡（天神）』駅より徒歩３分

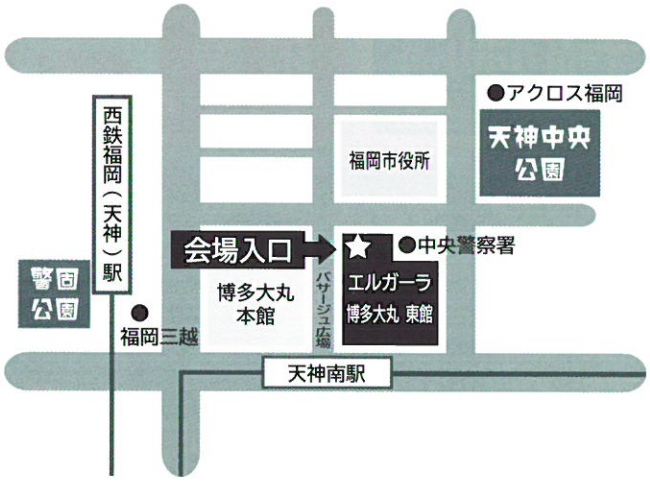

https://www.ssc-f.net
福岡県若者就職支援センター
〒810-0001　福岡市中央区天神 1-4-2　エルガーラオフィス 12 階
TEL 092-720-8832
FAX 092-725-1776

令和４年度雇用保険料率のご案内

◆　「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和４年３月30日に国会で成立しました。
令和４年４月１日から令和５年３月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- **令和４年４月から、事業主負担の保険料率が変更になります。**
- **令和４年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。**
- **年度の途中から保険料率が変更となりますので、ご注意ください。**

＜令和4年度の雇用保険料率＞

（赤字は変更部分）

○令和４年４月１日　～　令和４年９月３０日

負担者／事業の種類	① 労働者負担 （失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ）	② 事業主負担			①＋② 雇用保険料率
			失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	**3/1,000**	**6.5/1,000**	3/1,000	3.5/1,000	**9.5/1,000**
（３年度）	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・清酒製造の事業 ※	**4/1,000**	**7.5/1,000**	4/1,000	3.5/1,000	**11.5/1,000**
（３年度）	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	**4/1,000**	**8.5/1,000**	4/1,000	4.5/1,000	**12.5/1,000**
（３年度）	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

（枠内の下段は令和３年度の雇用保険料率）

○令和４年１０月１日　～　令和５年３月３１日

負担者／事業の種類	① 労働者負担 （失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ）	② 事業主負担			①＋② 雇用保険料率
			失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	**5/1,000**	**8.5/1,000**	5/1,000	3.5/1,000	**13.5/1,000**
農林水産・清酒製造の事業 ※	**6/1,000**	**9.5/1,000**	6/1,000	3.5/1,000	**15.5/1,000**
建設の事業	**6/1,000**	**10.5/1,000**	6/1,000	4.5/1,000	**16.5/1,000**

※　園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL040330保01